

戸籍制度が利用しやすくなります！

戸籍法の一部改正により、令和6年3月1日から、次のことができるようになります。

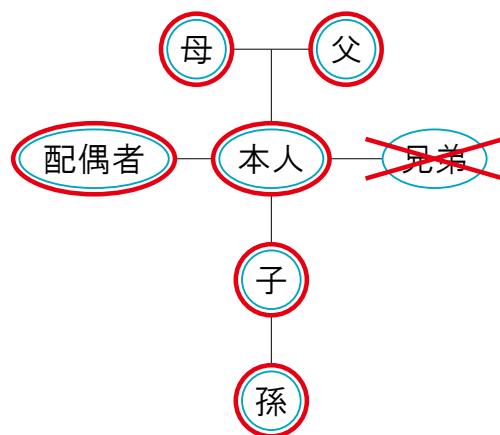
■戸籍証明書等の広域交付

◆広域交付制度とは

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりますので、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

◆広域交付で戸籍証明書等を請求できる方

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 父母、祖父母など（直系尊属）
- ・ 子、孫など（直系卑属）



◆対象となる証明書

- ・ 戸籍全部事項証明書 1通 450円
- ・ 除籍全部事項証明書 1通 750円
- ・ 除籍謄本 1通 750円
- ・ 改製原戸籍謄本 1通 750円

※広域交付は、謄本のみ対象で、抄本は対象外です。

◆注意事項

- ・ 郵送や代理人による請求はできません。
- ・ 窓口にお越しになった方の本人確認のため、公的な顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
- ・ 戸籍の附票は、広域交付の対象外です。

■戸籍届出時における戸籍証明書等の添付が原則不要に

本籍地ではない市区町村の窓口にも、戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

《問合せ先》 鶴居村役場 住民生活課 窓口サービス係
TEL : 0154-64-2113